

松山市テレワーク在宅就労促進事業就労奨励金及び発注奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 就労困難者及び在宅でしか働くことのできない者の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う者を雇用等する指定事業所に対し、予算の範囲内でテレワーク在宅就労促進事業就労奨励金（以下「就労奨励金」という。）を、また、指定事業所の業務の創出及び拡大を図るため、指定事業所に業務を発注した事業所に対し、予算の範囲内でテレワーク在宅就労促進事業発注奨励金（以下「発注奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 在宅就労業務 コンピュータ、専用回線等を利用して、自宅で行う業務

(2) 在宅就労者 本市に住所を有する者で次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 指定事業所に常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用される者をいう。以下同じ。）、短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者（常用雇用者を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは有期雇用労働者（同条第2項に定める者（常用雇用者を除く。）をいう。以下同じ。）として雇用された者又は指定事業者と個人請負契約をした者であること。

イ 在宅就労業務を行う者であること。

ウ 次の要件のいずれかに該当する者であること。

(ア) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(イ) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者

(3) 指定事業所 次の要件のいずれにも該当する事業所であって、市長の指定を受けたものをいう。

ア 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「宿泊業、飲食サービス業」若しくは「医療、福祉」又は市長が特別に認めるものを営む事業所であること。

イ 在宅就労者を雇用している市内の事業所又は在宅就労者と請負契約している市内の事業所であること。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 在宅就労業務の形態を導入している事業所であること。

オ 在宅就労業務に係る事業が、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）に規定する青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に係るものでないこと。

カ 在宅就労業務に係る事業が、宗教活動又は政治活動に係るものでないこと。

キ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である事業所又はその役員のうちに暴力団員等のある事業所でないこと。

ク その従業員のうちに暴力団員等のある事業所でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）と取引関係のある事業所でないこと。

（就労奨励金の内容）

第3条 就労奨励金は、指定事業所が在宅就労者を雇用し、又は在宅就労者と請負契約した場合に支給する。

2 就労奨励金の支給額は、別表のとおりとする。

（指定の申請）

第4条 第2条第3号の指定を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議の上、就労奨励金指定事業所指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（指定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、指定書（様式第2号）を交付するものとする。

（変更承認の申請）

第6条 前条の規定により指定を受けた者が、就労奨励金指定事業所指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ就労奨励金指定事業所記載事項変更承認申請書（様式第3号）に変更の事実を証明する書類を添えて、市長に提出し、その承認

を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（変更承認）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、変更承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

- （1）正当な理由なく、指定後1年以内に在宅就労業務の操業を開始しないとき。
- （2）在宅就労者が第2条第2号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- （3）第2条第3号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- （4）虚偽その他不正の手段により、指定を受け、又は就労奨励金の交付を受けたとき。
- （5）正当な理由なく、指定事業所に係る事業を1年以上休止し、又は廃止したとき。
- （6）就労奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びにこの要綱の規定に違反したとき。
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（地位承継承認の申請）

第9条 指定事業所に係る事業を合併、分割、譲渡、相続その他の理由により承継した者が引き続き指定事業所の指定を承継しようとするときは、就労奨励金指定事業所地位承継承認申請書（様式第5号）に承継の事実を証明する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（地位承継承認）

第10条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、就労奨励金指定事業所地位承継承認書（様式第6号）を交付するものとする。

（休止・廃止の届出）

第11条 指定事業所は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ就労奨励金指定事業所事業休止（廃止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（就労奨励金の交付申請）

第12条 指定事業所は、就労奨励金の交付を受けようとするときは、就労奨励金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労奨励金事業実績報告書（様式第 8 号の 2）
 - (2) 暴力団排除等に関する誓約書及び照会承諾書（就労奨励金）（様式第 8 号の 3）
 - (3) 市税の完納を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （就労奨励金の交付決定）

第 13 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、就労奨励金交付決定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（就労奨励金の請求）

第 14 条 前条の規定により就労奨励金の交付の決定を受けた者（以下「就労奨励金事業者」という。）は、就労奨励金請求書（様式第 10 号）を市長に提出するものとする。

（就労奨励金の交付）

第 15 条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに就労奨励金を交付するものとする。

（届出義務の免除）

第 16 条 松山市補助金等交付規則第 8 条ただし書の規定により、就労奨励金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（就労奨励金の交付決定の取消し等）

第 17 条 市長は、第 8 条の規定により指定事業所の指定を取り消したとき又は指定事業所が虚偽その他不正の手段により就労奨励金の交付を受けたときは、就労奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した就労奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

（発注奨励金の内容）

第 18 条 発注奨励金は、指定事業所に在宅就労業務を発注し、かつ、発注した在宅就労業務（以下「発注業務」という。）の対価を支払った事業所に対し交付する。

2 発注奨励金の 1 の年度当たりの支給額は、発注業務 1 件当たり 5 万円以上の発注額（消費税及び地方消費税は除く。）の 1 割（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、400 万円を限度とする。

3 発注奨励金の支給対象となる事業所は、市内又は市外の事業所で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定事業所と連結決算の関係にないこと。
- (2) 指定事業所に対し、発注に係る契約及び業務を完了させ、指定事業所に発注金額の支払を終えていること。
- (3) 所在地の市町村税又は特別区税（東京都が課する特別区税に相当するものを含む。第20条第3号において同じ。）を滞納していないこと。
- (4) 発注業務に係る事業が、愛媛県青少年保護条例に規定する青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に係るものでないこと。
- (5) 発注業務に係る事業が、宗教活動又は政治活動に係るものでないこと。
- (6) 松山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等である事業所又はその役員のうちに暴力団員等のある事業所でないこと。
- (7) その従業員のうちに暴力団員等のある事業所でないこと。
- (8) 暴力団等と取引関係のある事業所でないこと。

4 発注奨励金の支給対象となる発注業務は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 発注奨励金の支給対象となる事業所が自ら業として行うものであること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者に分担されるものであること。

ア 発注奨励金交付申請年度の4月1日時点で在宅就労者である者

イ 発注業務の実施期間中に在宅就労者である者

- (3) 市内の指定事業所において、適正に完遂されたものであること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（受注状況連絡）

第19条 市長は、指定事業所が在宅就労業務を発注する事業所（以下「発注事業所」という。）から発注を受けた場合は、必要に応じて発注事業所が発注奨励金の交付申請をする前に当該指定事業所から受注状況連絡票（様式第12号）に受注の事実を証明する書類を添えて提出させることができる。

（発注奨励金の交付申請）

第20条 発注事業所は、発注奨励金の交付を受けようとするときは、発注奨励金交付申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 発注奨励金事業実績報告書（様式第13号の2）
- (2) 暴力団排除等に関する誓約書及び照会承諾書（発注奨励金）（様式第13号の3）

(3) 所在地の市町村税又は特別区税の完納を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(発注奨励金の交付決定)

第21条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、発注奨励金交付決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

(発注奨励金の請求)

第22条 前条の規定により発注奨励金の交付の決定を受けた者（以下「発注奨励金事業者」という。）は、発注奨励金請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

(発注奨励金の交付)

第23条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに発注奨励金を交付するものとする。

(届出義務の免除)

第24条 第16条の規定は、発注奨励金について準用する。

(発注奨励金の交付決定の取消し等)

第25条 市長は、発注事業所が虚偽その他不正の手段により発注奨励金の交付を受けたときは、発注奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した発注奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(併給の禁止)

第26条 同一事業所に対して、同一の事業実施年度に係る就労奨励金と発注奨励金とは、併給しない。

(報告の徴収等)

第27条 市長は、必要と認めるときは、就労奨励金事業者及び発注奨励金事業者に対し、事業の進捗状況、経理状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。

(関係書類の保管)

第28条 就労奨励金事業者及び発注奨励金事業者は、就労奨励金及び発注奨励金事業に係る収入・支出の帳簿及び証拠書類を整備し、就労奨励金及び発注奨励金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 4 条の規定により指定の申請をしている者に係る就労支援措置については令和 13 年 3 月 31 日まで、令和 8 年 3 月 31 日までに指定事業所に発注し、その対価を支払った在宅就労業務に係る発注支援措置については同日後も、この要綱はなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

在宅就労者の別	就労奨励金の額	1人当たりの単価
常用雇用者	常用雇用者1人当たりの単価に年度末における常用雇用者数を乗じて得た額とする。	1年目 50,000円 2年目 100,000円 3年目 150,000円 4年目 100,000円 5年目 50,000円
短時間労働者 有期雇用労働者 個人請負契約者	短時間労働者，有期雇用労働者及び個人請負契約者の1人当たりの単価に年度末における短時間労働者の人数（支払われるべき年間の合計賃金（諸税を除く。）が150,000円に満たない者を除く。）と当該年度内に雇用実績がある有期雇用労働者の人数（支払われるべき年間の合計賃金（諸税を除く。）が150,000円に満たない者を除く。）と当該年度内に契約実績がある個人請負契約者の人数（支払われるべき年間の合計賃金（諸税を除く。）が150,000円に満たない者を除く。）を合算した数を乗じて得た額とする。	1年目 25,000円 2年目 50,000円 3年目 75,000円 4年目 50,000円 5年目 25,000円